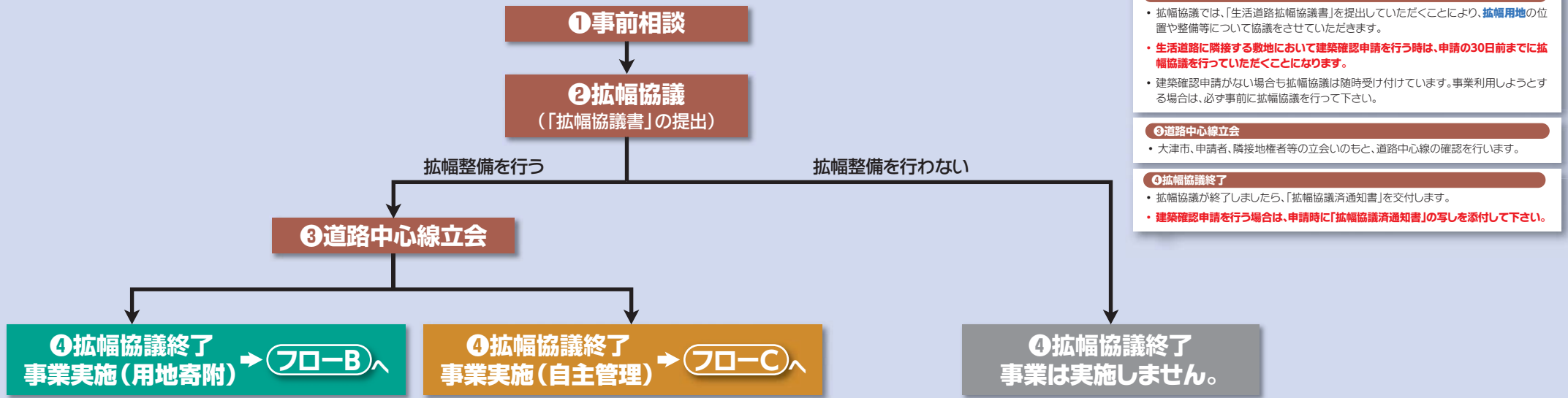


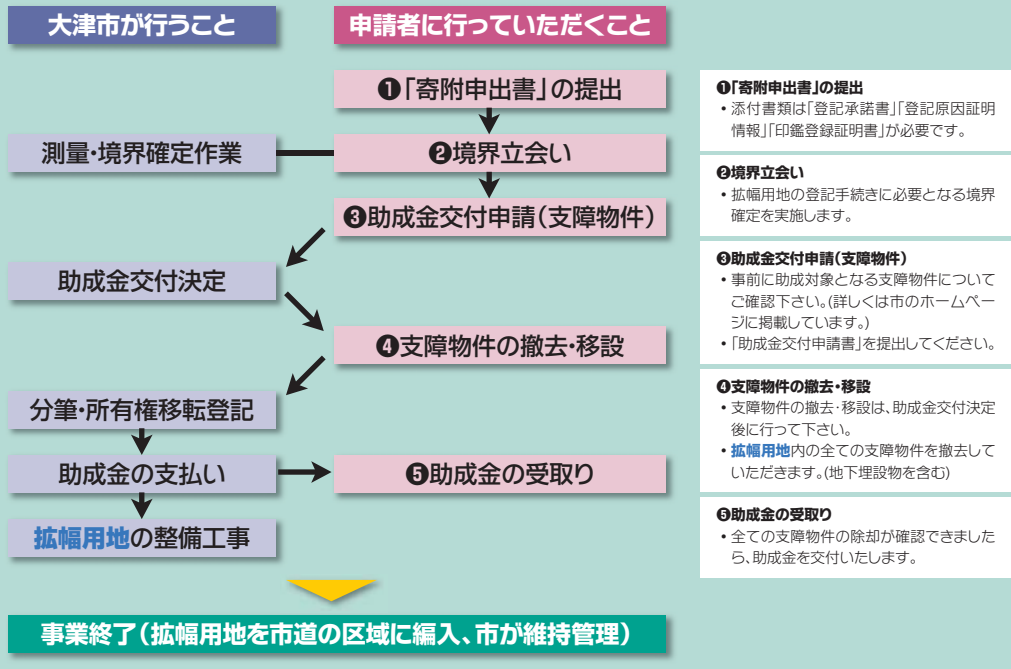
# 事業の進め方(詳細)

## フローA 拡幅協議(拡幅用地の整備等について協議を行います)



- ①事前相談**
  - 事業概要について説明させていただきます。
  - 敷地に接する道路が事業対象道路(生活道路)であるかの確認を行います。
  - 事前相談は随時受け付けています。
- ②拡幅協議**
  - 拡幅協議では、「生活道路拡幅協議書」を提出していただくことにより、**拡幅用地**の位置や整備等について協議をさせていただきます。
  - 生活道路に隣接する敷地において建築確認申請を行う時は、申請の30日前までに拡幅協議を行っていただくこととなります。**
  - 建築確認申請がない場合も拡幅協議は随時受け付けています。事業利用しようとする場合は、必ず事前に拡幅協議を行って下さい。
- ③道路中心線立会**
  - 大津市、申請者、隣接地権者等の立会いのもと、道路中心線の確認を行います。
- ④拡幅協議終了**
  - 拡幅協議が終了しましたら、「拡幅協議済通知書」を交付します。
  - 建築確認申請を行う場合は、申請時に「拡幅協議済通知書」の写しを添付して下さい。**

## フローB 事業実施(拡幅用地を大津市に寄附していただく場合)



## フローC 事業実施(拡幅用地を個人等で道路として整備、自主管理を行う場合)

